

# 三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例施行規則

昭和52年9月21日規則第8号

(受給者証の交付申請)

**第1条** 三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例(昭和49年三春町条例第33号。以下「条例」という。)第3条に規定する重度心身障がい者医療費(以下「医療費」という。)の給付を受けようとする者は、あらかじめ、重度心身障がい者医療費受給者証交付申請書(第1号様式)を町長に提出するものとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、本人に代わってその保護者が申請することができる。

2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者証又は組合員証
- (2) その他町長が必要と認める書類

(受給者証の交付)

**第2条** 町長は、前条に規定する申請に基づいて医療費の給付を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に重度心身障がい者医療費受給者証(以下「受給者証」という。第2号様式)を交付するものとする。

2 前項の受給者証の交付日は、町長が交付決定をした日の属する月の翌月の初日(交付決定をした日が月の初日であるときは、その日)とする。

(受給者証の確認)

**第3条** 町長は、受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)に対し、毎年7月1日から7月31日までの期間内に受給資格の確認を行い、引き続き医療費の給付を受けることができる者であることを確認したときは、前条に定める受給者証を新たに交付しなければならない。

2 前項による確認の結果、給付の制限に該当することとなった場合は、その年の8月1日の医療行為に係る費用から給付しないものとする。

(受給者証の再交付)

**第4条** 受給者は、受給者証を破損し又は失ったときは、重度心身障がい者医療費受給者証再交付申請書(第3号様式)を町長に提出して再交付を申請することができる。

2 受給者証を破損した場合の前項の申請には、同項の申請書にその受給者証を添えなければならない。

(変更の届出)

**第5条** 受給者は、次の各号に掲げる場合は、速やかに重度心身障がい者医療費受給者証変更届書

(第4号様式)を、町長に提出して届出なければならない。

- (1) 氏名を変更したとき。
- (2) 町の区域内で居住地を変更したとき。
- (3) 保険に関する事項に変更があつたとき。

2 前項の届書には、受給者証を添えなければならない。

(受給者証の返還)

**第6条** 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、速やかに重度心身障がい者医療費受給者証返還届書（以下「返還届書」という。第5号様式）に受給者証を添えて届出なければならない。

- (1) 条例第2条第1項に規定する重度心身障がい者でなくなつたとき。
- (2) 条例第4条に該当するに至つたとき。
- (3) 町の区域内に住所を有しなくなつたとき。

2 前項の届出は、受給者の親族等が代わつてすることをさまたげない。

3 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者が速やかに第1項の返還届書に受給者証を添えて届出なければならない。

(医療費給付の申請)

**第7条** 条例第3条の規定による医療費の給付を受けようとする者は、重度心身障がい者医療費給付申請書（第6号様式）に別表に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(高額療養費支給に関わる給付)

**第8条** 条例第2条第4項第2号に規定する額は、次の算式により算定した額とする。

(支給決定、給付の時期)

**第9条** 町長は、第7条の規定による申請書を受理したときは、提出のあった日の属する月の翌月10日までに審査し、医療費を給付すべきものを認めたときは、給付を決定し、20日までに支給するものとする。

2 前項の規定により支給された医療費は、重度心身障がい者医療費給付決定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

(口頭による申請等)

**第10条** 町長は、この規則に規定する申請書、届出書等を作成することができない特別の事情があると認めるときは、必要な措置をとることによつて、申請者若しくは届出人の口頭による申請又は届出をもつて当該申請書若しくは届書の受理に代えることができる。

(処分の通知)

**第11条** 町長は、医療費の給付に関する処分をしたときは、文書をもつてその内容を申請人又は届出人に通知しなければならない。

(委任)

**第12条** この規則に定めるもののほか、医療費の給付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和60年3月30日規則第18号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行し、改正後の第8条の規定は、昭和60年4月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

**附 則** (平成元年7月5日規則第11号)

この規則は、平成元年7月5日から施行し、平成元年6月1日から適用する。

**附 則** (平成3年6月1日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年5月1日から適用する。

**附 則** (平成5年7月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成5年5月1日から適用する。

**附 則** (平成6年10月4日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、平成6年10月1日以後の医療行為に係る重度心身障害者医療費の給付に要する経費から適用する。

**附 則** (平成9年9月11日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、平成9年9月1日から適用する。

**附 則** (平成10年6月22日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

**附 則** (平成15年9月3日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成16年2月20日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三春町重度心身障害者医療費の給付に関する条例施行規則は、平成15年4月1日から適用する。

**附 則** (平成16年3月31日規則第7号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則（平成20年1月28日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則（平成23年7月20日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例施行規則の規定は、平成23年7月1日から適用する。

## 附 則（平成27年12月28日規則第22号）

### （施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

### （経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例施行規則、三春町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例施行規則、三春町保育所管理運営規則、三春町高齢者生活支援ショートステイ手数料条例施行規則、三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則、三春町認可外保育所管理運営規則、三春町身体障害者福祉法施行細則、三春町補装具費の支給に関する規則、三春町自立支援医療費（更生医療）の支給に関する規則、三春町子育て支援助成金条例施行規則及び三春町子育て支援医療費助成に関する規則（以下「規則等」という。）の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の規則等の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、必要な改定を加えたうえ、なお当分の間、使用することができる。

### 別表（第7条関係）

区分		提出（提示）書類
1 一部負担金が21,000円以上で高額療養費に該当する場合	(1) 国民健康保険法適用者	高額療養費支給に関する確認書（第6号様式）
	(2) (1)以外の医療保険各法適用者	高額療養費支給決定通知書（又は高額療養費の積算基礎を明らかにした書類）
2 一部負担金が21,000円以上80,100円以下（市町村民税が課税されない世帯に属する者は21,000円以上		高額療養費支給に関する申立書（第6号様式）

35,400円以下) で高額療養費に該当しない場合	
3 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者が、入院にかかる費用の給付申請をする場合	重度精神障がい者の入院治療に係る保険診療証明書（第6号様式の2）